

鳥取県告示第 149 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 羽合東郷地区 農道整備	昭和44年 3 月 31 日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 東伯地区 農道整備	昭和45年 3 月 31 日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 赤碕地区 農道整備	昭和46年 3 月 31 日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 湖西地区 農道整備	昭和49年 3 月 29 日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 安田地区 農道整備	昭和49年 3 月 29 日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 北条地区 農道整備	昭和60年 3 月 29 日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 小鹿地区 農道整備	平成16年 6 月 10 日